

限度額適用認定証の交付について

I. 限度額適用認定証とは

限度額適用認定証とは、医療機関等への窓口支払に際し自己負担限度額に抑えるための証明書です。

オンライン資格確認に対応している医療機関・薬局等(※1)では、マイナンバーカードを提示することで限度額適用認定証を提示しなくとも、同様の自己負担限度額での取り扱いを受けることができます。

限度額適用認定証は最長でも毎年8月末を区切りとして更新が必要ですが、マイナンバーカードはその有効期限まで使用可能なため利便性が高くおすすめです。限度額適用認定申請前に今一度マイナンバーカードのご利用をご検討ください。

※1.オンライン資格確認の対応状況については、かかりつけ医療機関にお尋ねください。

II. 限度額適用認定証が効力を持たない場合

限度額適用認定証は窓口支払い自己負担額を抑えるためのものですので、次のような場合は効力がありません。申請前に要否をご確認ください。

1. 既に窓口支払いを終えている場合。
2. 予想される窓口支払額が明らかに限度額に満たない場合(限度額については「[高額療養費](#)」をご参照ください)。
3. 適用対象者(被保険者または被扶養者)が70歳以上の場合(高齢受給者証をご利用ください)。※2

※2.ただし、被保険者が「[所得区分現役並みⅠ、Ⅱ](#)」に該当する場合は、適用対象者が被保険者・被扶養者に関わらず限度額適用認定証が必要となります。

III. ご申請前にご確認ください

監督官庁からの指導により、令和5年11月より運用の一部見直しを行っております。ご申請前に以下のチェック項目をご確認ください。

各項目に不備がある場合は差し戻し(却下)となりますので、予めご了承ください。

- 窓口支払いを終えていないこと
- 療養開始日が翌月末より前であること
 - 療養開始日が前月以前の場合、遡及ができないため申請月から有効な限度額適用認定証となります
 - 療養開始の2か月以上前からの申請はご遠慮ください

- 療養終了日が次に到来する8月末日までの日付であること
- 労災ではないこと
- 交通事故、傷害事件等、相手のある怪我(=第三者行為)ではないこと
- 過去に限度額適用認定証を交付されている場合はその証を返却済みであること
- 高齢受給者証を交付されていないこと(例外は先述II-3※2を参照)

IV. 申請手続きについて

1. 健康保険証の記号が1001(TDK)と1118(TEF)の方は[モバイル給与](#)のワークフローより申請をお願いいたします。
健康保険証の記号が1001(TDK)と1118(TEF)以外の方は、「[限度額適用申請書](#)」を健康保険組合、または所属会社の健康保険ご担当者様へ提出してください。
2. 申請最終承認後、発行送付までに概ね一週間程度頂戴しています。余裕をもってご申請ください。

V. その他

1. 以下の場合は必ず限度額適用認定証をご返却ください。
 - A) 有効期限が切れたとき。
 - B) 医療機関等での使用を終え、別の医療機関等で使用する見込みがなくなったとき。
 - C) 限度額適用認定証に記載の被保険者が資格を喪失したとき。
 - D) 限度額適用認定証に記載の被扶養者が資格を喪失したとき。
 - E) 期間内であっても区分変更等が生じ、健康保険組合から返却の依頼があったとき。
2. 万一、限度額適用認定証を紛失した場合は「[滅失届](#)」を提出してください。
3. 有効期限内であれば、申請時届け出の医療機関以外でも使用できます。
4. 限度額適用認定証は支払い時または医療機関に求められたときに提示してください。
5. (サンプル)

健康保険限度額適用認定証			
令和 年 月 日交付			
被 保 険 者	記号	番号	(枚数)
	氏名		
適 用 対 象 者	生年月日	昭和・平成・令和	年 月 日
	氏名		
保 険 者	生年月日	昭和・平成・令和	年 月 日
	住所		
発効年月日		令和	年 月 日
有効期限		令和	年 月 日
適用区分			
保 険 者	所在地		
	保険者番号	名 義 及 び 印	

以上